

議事日程（開会日） 令和2年6月3日 午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告について
- 日程第 4 議案第31号 令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第32号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第33号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第34号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第35号 木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第 9 議案第36号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第38号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第39号 木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 報告第 1号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第14 報告第 2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第15 報告第 3号 令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について
- 日程第16 同意第 2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第 3号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第 4号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第 5号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 6号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

ついて

日程第 2 1 同意第 7 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 2 同意第 8 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 3 同意第 9 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 4 同意第 1 0 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 5 同意第 1 1 号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 2 6 発議第 1 号 木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（7名）

1 番	鎌 田 鷹 介 君	2 番	伊 藤 厚 紀 君
3 番	加 藤 眞 人 君	5 番	服 部 英二夫 君
6 番	三 輪 一 雅 君	8 番	中 川 和 子 君
9 番	伊 藤 好 博 君		

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	加 藤 隆 君	副 町 長	森 清 秀 君
教 育 長	山 北 哲 君	総務政策課長	小 島 裕 紹 君
総務政策課長副参事	中 山 重 徳 君	危機管理課長	伊 藤 雅 人 君
会 計 管 理 者	山 田 克 己 君	産 業 課 長	多 賀 達 人 君
建 設 課 長	内 山 幸 治 君	住 民 課 長	伊 藤 正 典 君
福 祉 健 康 課 長	松 本 大 君	税 務 課 長	藤 井 光 利 君
教 育 課 長	黒 田 和 弘 君		

事務局出席職員

事務局長 平 松 孝 浩 議会事務局 渡 辺 千 智

=====

午前 9 時 0 分開会

○副議長（服部英二夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議長におかれましては、5月31日に逝去されました。改めて御冥福をお祈りいたしま

す。

このことから、地方自治法106条の規定により、副議長の私が議長を務めさせていただきます。議事進行に御協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、令和2年第2回木曾岬町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、諸般何かと御多用のところ御出席賜り、厚くお礼申し上げます。また、加藤町長をはじめ執行部の皆様におかれましても、御出席ありがとうございます。

本定例会に提出されております議案につきましては、執行部提出議案22件、議会提出議案1件の合計23件でございます。議員の皆様におかれましては、十分な御審議を尽くしていただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は7名です。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまより令和2年第2回木曾岬町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既にお手元に配付させていただいたとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○副議長（服部英二夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長より指名します。

9番議席、伊藤好博議員、1番議席、鎌田鷹介議員の御両名を指名します。

日程第2 会期の決定について

○副議長（服部英二夫君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る5月29日、議会運営委員会が開かれ、今期定例会の議会運営などについて御審議を頂いておりますので、議会運営委員長より委員会の審議経過報告をお願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○副議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅委員長。

○6番（三輪一雅君） 皆様、おはようございます。

議会運営委員会の御報告をいたします。

去る5月29日午前9時より委員会を開催し、委員4名全員の出席を頂くとともに、地方自治法の規定に基づき、議長におかれては欠席でございましたが、副議長には御出席いただき、執行部より町長、副町長及び担当課長の出席の下に、令和2年第2回木曾岬町議会定例会における日程及び付議事件等について協議をいたしましたので、その審議経過と結果を御報告いたします。

委員会では、まず、加藤町長より今期定例会に向けての挨拶と提出される議案の大綱について説明を受け、次に、担当課長よりその議案の概要説明を受けて、審議に入りました。

説明を受けました議件名及びその内容は割愛させていただきますが、本定例会初日に提

出されます議案は、令和2年度一般会計の補正予算案件1件、条例の一部改正案件8件、報告案件3件、同意案件10件、発議案件1件、合わせて23件であります。これらの議案について、内容を審議した結果、いずれも重要な案件であることを本委員会は認識し、全てを今期定例会で審議する議案として承認いたしました。

次に、本定例会の会期日程についての審議では、審議議案の状況を鑑み、本会議で議案を審議するものとし、会期については本日3日から12日までの10日間といたしました。なお、一般質問については、新型コロナウイルス感染症の終息にはいまだ予断を許さない状況であることから、感染防止のため、また、ウイルス対策により事務負担が増している執行部の負担軽減を図り、行政課題に集中的に取り組んでいただくために、一般質問を中止することといたしました。

次に、本定例会の議事日程ですが、本日の日程は、この後、加藤町長の行政報告を行っていただきます。この行政報告が終わりました後に、議件名を省略させていただきますが、最初に、議案第31号から議案第39号の9議案を一括上程していただき、加藤町長に提案理由説明を求め、続いて、担当課長から詳細な説明を行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第3号までを一括上程していただき、町長より上程議案の提案理由説明を受け、担当課長より詳細な説明を行っていただきます。

次に、同意第2号を上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただきます。

続いて、同意第3号から同意第11号を一括上程し、町長より提案理由説明と担当課長の詳細説明を受けた後、質疑を行っていただき、その後、この議案においても人事案件でございますので、討論を省略し、直ちに採決を行っていただくこととしています。

次に、発議第1号を上程し、議会運営委員長の私より発議の趣旨説明をさせていただきます。その後、質疑を行い、討論、採決を行っていただきます。

以上をもって、令和2年第2回定例会の初日は散会とさせていただきます。

次に、定例会は6月9日午前9時より再開していただき、議案第31号から議案第39号までの9議案を一括上程していただき、それぞれの議案に対する質疑を個別に行っていただきます。

続いて、報告第1号から報告第3号までを一括上程し、質疑を個別に行っていただきます。

以上をもって、9日の本会議は散会とさせていただきます。

次に、定例会最終日は6月12日午前9時より再開し、議案第31号から議案第39号までの9議案を一括上程し、討論を行っていただきます。なお、議案に対する討論は一括討論とさせていただきますが、議案採決については、それぞれ1議案ごとに行っていただきます。

以上の審議の終了をもって、閉会宣告していただき、令和2年第2回定例会は閉会とさせていただきます。

なお、このたびの定例会より、携帯端末、主にスマートフォンとタブレット端末の議場内への持込みを試験導入することといたしました。町条例をはじめ資料確認に使用する場
合においては、議長より許可を頂くことといたしました。

以上、議会運営委員会の審議結果報告といたします。

令和2年6月3日、議会運営委員会委員長、三輪一雅。

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

議会運営委員の皆様、当日の審議、御苦労さまでした。

ここで皆様にお諮りします。

ただいま議会運営委員長より、今期定例会の会期は本日6月3日から6月12日までの10日間とする旨の御報告がございました。よって、今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月12日までの10日間といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月12日までの10日間と決定しました。

また、議会運営委員長の報告にもございましたとおり、このたびの定例会より、携帯端末、主にスマートフォンとタブレット端末の議場内への持込みを試験導入することとしました。議員及び執行部の皆様方におかれては、町条例をはじめ資料確認に使用する場
合においてのみ、それらの使用を許可することといたします。なお、録音や録画、また、議事
に関係のないインターネット閲覧などには使用を認めないものといたしますので、御注意
願います。

日程第3 行政報告について

○副議長（服部英二夫君） 次に、日程第3、行政報告を議題といたします。

加藤町長より行政報告をお願いします。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） 改めて、皆さん、おはようございます。

あれほど元気に御活躍を頂いておりました伊藤律雄議長さんが御逝去され、ただいまは議員の皆さん方と御一緒に黙禱をさせていただきながら、御冥福をお祈りさせていただきました。

伊藤律雄議長さんは、御案内のように、町議会議員としてはもちろんのこと、まさに町の多くの要職を歴任され、まさに木曾岬町の発展のために大きな功績、足跡を残された方だと思います。その伊藤律雄氏の功績を忍びながら、皆さん方と御一緒に哀悼の意を表さ

せていただく次第でございます。本当に残念なことございました。

さて、本日は、令和2年第2回の町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆さん方には早朝から御参集を賜り、誠にありがとうございます。今期定例会に上程いただきます議案は、一般会計補正予算、条例の一部改正案など、いずれも重要な案件ばかりでございます。何とぞ慎重審議を尽くしていただきますようお願いをいたします。

それでは、早速でございますが、ただいま議長の許可を頂きましたので、行政報告をさせていただきますが、今期定例会では、さきの3月定例会に続いて、新型コロナウイルス感染症について御報告をさせていただきたいと思っております。

我が国では、1月17日に国内で最初の感染者が確認され、その後、全国各地で感染者が拡大したことから、政府は、4月7日に7都府県に対して、そして、4月16日には全国の都道府県に対して5月6日までの緊急事態宣言を発出し、三重県においては緊急事態措置を発表いたしまして、外出、移動の自粛や休業要請をいたしました。

当町においては、3月13日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置いたしまして、町民の皆様には感染防止の注意喚起と協力をお願いするとともに、役場庁舎内では飛沫防止のためアクリル板を設置する、あるいは万が一、職員から、職場から罹患者が発生する場合に備えて、各課から1名ずつの職員を別室に隔離した臨時の執務室での業務体制を取るなど、様々な感染拡大防止対策を取ってまいりました。

5月4日、政府は緊急事態宣言を5月31日まで延長いたしましたが、5月14日に全国39県の緊急事態宣言を解除し、その後、御案内のように、5月21日には関西の3県、続いて、5月25日には全ての都道府県で解除されました。

我が国の感染者数について見ますと、6月1日現在で、報道によりますと1万7,615名、うち退院とか療養の解除をされた方が1万5,156名、1日の新たな感染者が最も多かったのは、4月11日に720名の陽性患者が確認されております。

一方、三重県内では、1月30日に最初の陽性患者が確認され、その後、4月24日までに合計45名の感染者が確認されましたが、それ以降は1件の感染者も確認されておられません。

国や県は、県域を越える外出や移動の自粛を強く要請している中、特に県境に位置する本町にございましては、愛知県とは生活も交通も経済も日常が一体であり、隣接する両市で感染者が発生するなど非常に厳しい環境下にあるにもかかわらず、町内では1人の感染者も出ることなく現在に至っておりますことは、これひとえに町民の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて、深く感謝申し上げる次第でございます。

そこで、このたびの新型コロナウイルス感染症の拡大や緊急事態宣言によって影響を受けた町民の皆様への支援として、当町が予定をいたしております8つの施策について紹介させていただきます。

まず、第一に、水道基本料金の6か月間の減免と、御寄附を頂きましたサージカルマス

クを町内の全世帯と医療機関、福祉施設、そして、こども園から小中学校などの関係機関へ配布させていただきました。

続く第2弾の施策といたしましては、子育て世帯、ひとり親世帯、それぞれ対象となる方々に町独自に1万円を追加交付するとともに、在宅で過ごす時間を少しでも皆さん方に有意義に過ごしていただくために、町の図書館の蔵書数の増冊、あるいはまた、こども園、小中学校、それぞれの給食費6か月間分を無償化とし、高齢者世代の皆様には、高齢者支援と地域経済の活性化を目的に、町内で使用することのできる商品券の配布を行い、また、役場など公共施設では、それぞれ感染対策も進めていくことといたしております。

さらに、このたび議員各位の総意で政務活動費を支援に充てたいとのことから、減額補正予算についての条例の一部改正の発議を頂きましたので、有効に活用させていただきたいと思っております。

なお、当町の6月2日現在の特別定額給付金の状況について報告をさせていただきます。

木曾岬町は、現在、2,524世帯、6,225名の方でございまして、給付申請が提出されたのは2,524世帯のうち、今現在で2,170世帯、86%の世帯からの申請がされておりました、給付のほうでございしますが、5月18日にオンラインの申請があった方への20世帯の給付をスタートに、6月1日現在で204件の振込が完了しております。そして、6月9日までに合わせて1,037件の振り込む予定となっております。これが定額給付金の当町における現在の状況でございます。

当町においては、小中学校の臨時休業やこども園の臨時休園や登園自粛、公共施設の閉鎖や各種会議やイベントの中止など、町民の皆様には大変な御迷惑や御不自由をおかけいたしました。緊急事態宣言の解除と併せて、新しい生活様式と社会経済活動を目指しながら、感染症拡大防止に向けて新たに指針を発表し、コロナウイルス対策は新しい段階、新しいステージへ移ってまいりました。

6月1日からは、当町では、こども園、小中学校、それぞれが通常の内容で再開されるほか、移動自粛やイベントの開催基準なども緩和されると同時に、社会経済の活動レベルも徐々に引き上げられていくことと思っております。

しかしながら、北九州市をはじめ東京都においても再び感染者が拡大しつつあり、感染拡大の第2波、第3波の発生が起り得るものと想定しておく必要があると考えております。それだけに、三重県から示された新しい生活様式の定着と人との接触を8割減らす10のポイントを取り入れつつ、感染症に強い生活様式や経済活動を定着させていかなければなりません。そのことが第2波、第3波の発生抑制につながるものだと考えております。

報道によりますと、世界各国では桁違いの感染拡大が起きており、我が国の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が海外から評価を受け、注目されているとでございます。これも何よりも国民の皆様への御理解と御協力はもちろんでございますが、外国に比べ脆弱な備えや体制の中、感染リスクが高い最前線で見えない新型コロナウイルスと闘いな

がら、感染者の命を守るために献身的に力を尽くしていただいている医療従事者の方々や関係機関全ての皆様に、心からの感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が解除されたからといって決して終息したものではございません。今後も引き続き、情報収集に努め、三重県と連携を取りながら的確な対応を図ってまいります。

何とぞ皆様には、報道や町からのお知らせなど常に御確認をいただきながら感染症予防対策に心がけるとともに、これからは暑い季節を迎えますので、熱中症予防など体調管理に十分に留意されますようお願いを申し上げ、今期定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長の行政報告が終わりました。

日程第 4 議案第 3 1 号 令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）
について

日程第 5 議案第 3 2 号 木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 3 3 号 木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3 4 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 3 5 号 木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について

日程第 9 議案第 3 6 号 木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 0 議案第 3 7 号 木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 3 8 号 木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 2 議案第 3 9 号 木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定について

○副議長（服部英二夫君） 続いて、日程第 4、議案第 3 1 号、令和 2 年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 1 2、議案第 3 9 号、木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定についての 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○副議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程 4、議案第 3 1 号から

日程12、議案第39号までの9議案につきまして、その提案理由を申し上げます。

まず、日程4、議案第31号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、既決予算額の総額に歳入歳出それぞれ4,200万円を追加し、予算総額を39億6,600万円とするものでございます。

その主な歳入の補正内容を申し上げますと、国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、学校の臨時休業期間中の学校給食停止に伴う学校臨時休業対策補助金、緊急経済対策として実施することとなったGIGAスクール構想の前倒しに伴う公立学校情報機器補助金及び戸籍法の一部改正に伴うシステム改修費に対する補助金が新たに交付されることとなったことにより、それぞれの科目で追加計上するとともに、土木費国庫補助金では、道路事業における社会資本整備総合交付金額が確定したことによる減額を行っております。

また、県支出金では、農業委員会交付金として機構集積支援事業に係る補助金額及び多面的機能支払事業交付金額がそれぞれ確定したことにより、追加計上を行っているものでございます。

以上が主な歳入予算の補正でございます。

次に、主な歳出の補正内容でございますが、歳入で御説明させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に対応する事業経費を総務費、民生費、教育費それぞれで計上するとともに、その他の補助金などに対応する事業費についても、それぞれの科目で計上しているものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、老人福祉費では、本年9月に開催を予定しておりました敬老会を中止したことにより関係経費を減額し、消防費においても、本年5月に開催が予定されておりました木曾三川連合総合水防演習が令和3年度へ延期することになったことにより、関係経費を減額しているものでございます。

以上が一般会計補正予算（第2号）の概要でございます。

次に、日程5、議案第32号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年度の税制改正において、地方税法、同施行令及び同施行規則等の一部改正が令和2年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことにより、木曾岬町税条例について、所要の改正を行うものでございます。

このたびの主な改正内容は、個人住民税について、全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性ひとり親と女性ひとり親の間の不公平を同時に解消するための見直しを行うこと。次に、法人住民税については、国税において、企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を1つの納税主体と捉えて課税する連結納税制度の見直しに係る法改正に伴い、規定の見直しを行うこと。さらに、たばこ税の課税標準の見直しとして、2回に分けて段階的に軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しを行っていくなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、日程 6、議案第 33 号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、いわゆるデジタル手続法の改正に伴い、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化されたことから手数料を定め、また、通知カードが廃止されることにより再交付に係る手数料を削る必要が生じたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 7、議案第 34 号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、引用法令である行政手続などにおける情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 8、議案第 35 号、木曾岬町土地開発公社定款の一部改正についてでございますが、理事会において書面評決を有効なものとするために、本定款の一部を改正するものでございます。

次に、日程 9、議案第 36 号、木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した被保険者などに係る保険料の減免申請について特例規定を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 10、議案第 37 号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、三重県後期高齢者医療広域連合が行なう傷病手当金の支給について、当町における業務を規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 11、議案第 38 号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、令和元年 10 月の消費税率の引上げにより、令和元年度においては、令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの半年分に係る低所得者の保険料軽減対象者の拡大について一部改正を行っており、令和 2 年度においては、低所得者の保険料軽減の割合が拡充されたことから、これに準じて本条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程 12、議案第 39 号、木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和元年 12 月、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定において新たに 5 年ごとの更新が規定されたことから、本年度より順次行われる更新手続に必要な手数料を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、上程を賜りました 9 議案の提案理由説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、何とぞ十分な御審議を賜りますようお願いをいたします。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局の詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第31号、令和2年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度三重県桑名郡木曾岬町の一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによるということございまして、第1条第1項では、既決予算額に歳入歳出それぞれ4,200万円を追加いたしまして、予算の総額を39億6,600万円とするものでございます。

第2項では、補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を、第1表、歳入歳出予算補正に定めることを規定するものでございます。

ページ、おめくりいただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正でございます。

この補正予算の区分ごとの金額につきましては、まず、歳入では、12款分担金及び負担金から20款諸収入までの5つの款とこれらに付随する5つの項において、また、歳出では、1款議会費から11款予備費までの9つの款と付随する16の項においてそれぞれ所要の補正をお願いするもので、その総額は既決予算額に4,200万円を追加いたしまして、補正後の予算額を39億6,600万円とするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書によりまして、予算の内容について御説明を申し上げます。

5ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括、この説明は割愛をさせていただきます、6ページから各所管課長により説明をさせていただきます。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、6ページ、7ページをお願いします。

歳入について説明をさせていただきます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金では、113万4,000円を減額するものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金としまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことにより生活支援及び経済的負担の軽減を目的に、こども園の副食費を軽減する取組として、6か月分の副食費を減額補正させていただくものでございます。

以上です。

○教育課長（黒田和弘君） 4目教育費負担金では、717万円を減額し、1,089万6,000円とするものでございます。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施いたします学校給食の6月から11月までの6か月分の給食費の保護者負担分の免除に伴います収入の減額及び4月の給食費の精算分ございまして、小学校

250名、中学校165名分でございます。

続きまして、14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目教育費国庫補助金では、1,387万6,000円を追加し、1,430万円とするものでございます。学校の臨時休業対策補助金につきましては、令和2年3月の学校臨時休業による給食の中止に伴い、県下で一括契約しております牛乳とパンにつきましては、その加工賃の一部を事業者に対し補助するもので、木曽岬町の負担額のうち4分の3を国庫補助金として受け入れるものでございます。

また、公立学校情報機器補助金では、GIGAスクール構想の推進の前倒しに伴います児童生徒1人1台のタブレット端末整備に係る国庫補助金でございます。

○建設課長（内山幸治君） 5目土木費国庫補助金では、153万3,000円を減額し、4,254万7,000円とするもので、社会資本整備交付金の確定によるものでございます。全て道路事業でございます。道路橋梁維持費舗装修繕工事で402万9,000円の減額、橋梁修繕工事で66万円の減額、一方、道路新設改良といたしまして、西対海地・和泉線が315万6,000円を追加するものでございます。

以上です。

○住民課長（伊藤正典君） 7目総務費国庫補助金では、5,835万4,000円を追加し、6,453万5,000円とするものでございます。社会保障・税番号制度システム整備費補助金では、令和2年度当初予算で計上した戸籍法の改正に伴うシステム改修費について、費用の全額を受け入れるものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 11節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、5,193万円を追加計上するものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図ることを目的に、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する事業に要する費用に対して交付される交付金でございます。

以上でございます。

○産業課長（多賀達人君） 15款県支出金、2項県補助金、3目農林水産業費県補助金、297万4,000円を増額し、2,456万2,000円とするものでございます。農業総務費補助金では、農地の集積・集約化を推進するため農地情報を公開するシステム、通称全国農地ナビが整備されておりますが、この全国農地ナビで照合可能なファイルを出力するための基幹系システム改修に要する経費の補助金で、補助率は10分の10でございます。詳細は歳出で説明させていただきます。また、多面的機能支払事業交付金では、交付額確定による増額でございます。交付額は、国2分の1、県4分の1でございます。

以上です。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページをおめぐりいただきまして、18款繰入金、2項

基金繰入金、2目財政調整基金繰入金では、2,300万円を減額いたしまして、7億8,550万円とするものでございます。各種補助金・交付金等が追加交付されたことにより財源の確保が図ることができたことから、財政調整基金からの繰入れを戻すものでございます。

続く、20款諸収入、4項雑入、5目雑入では、36万7,000円を減額いたしまして、1,594万9,000円とするものでございます。コピー代収入等の見込額を減額するものでございます。

歳入の補正は以上でございます。

続きまして、歳出でございますが、10ページ、11ページの総括を割愛させていただきます。12ページから各課長より説明をさせていただきます。

○議会事務局長（平松孝浩君） それでは、12、13ページを御覧ください。

1款議会費、1項1目議会費では、96万円を減額し、5,769万4,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症により住民の暮らしや経済が悪化していることから、少しでも感染拡大防止対策の財源として利用していただくよう、政務活動費の全額を減額するものでございます。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費では、244万4,000円を増額いたしまして、9,935万6,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現在、特定の接客窓口のみ設置がしてあります飛沫感染対策用のアクリルパネル、これを全ての窓口に設置するための費用や、避難所等で活用することができる非接触式の体温計を購入するための費用など、公共的空間の安全と安心を確保するために必要な措置を講ずるための費用を計上しているものでございます。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） 3項1目戸籍住民基本台帳費では、26万7,000円を追加し、3,020万8,000円とするものでございます。戸籍事務の遠隔支援入力に係る委託料を追加で計上するものでございます。

以上でございます。

○福祉健康課長（松本 大君） 14ページ、15ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費では、95万5,000円を追加するものでございます。15ページの説明欄の右側にあります老人福祉費381万円では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、高齢者世代を対象に、生活支援と地域活性化を目的として、町独自の商品券を配布するための必要経費を追加補正させていただくものでございます。

その下の敬老会事業の285万5,000円の減額は、今年度で開催を予定しております。

したが、三重県の指針等に基づきまして、敬老会を中止とすることから、敬老会に関する予算を減額補正させていただくものでございます。

主なものとしまして、報償費では、2,000円分の商品券を1,450人、3,000円分の商品券を160人の対象者に配布するための購入に要する経費を追加補正させていただくものでございます。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、809万5,000円を追加するものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、子育て世帯を対象に生活支援を目的として、町独自の給付金を給付するための必要経費を追加補正させていただくものでございます。

主なものとしまして、19節の扶助費は、児童手当の対象児童見込者750人、児童扶養手当の対象見込者51人に、それぞれ1人1万円給付するための経費を追加補正させていただくものでございます。

16ページ、17ページへお願いします。

5目こども園費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源振替するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により財源振替するものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 4項上水道費、1目上水道事業費におきましては、先ほど臨時交付金のほうで充当が可能ということになりましたので、財源内訳を変更するものでございます。

以上です。

○産業課長（多賀達人君） 5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、128万7,000円を増額し、318万6,000円とするものでございます。歳入でもございました農地情報公開システム、通称全国農地ナビに関する基幹系システムの改修でございます。この全国農地ナビは、全国の市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化、地図化して公開している全国で統一されたクラウドシステムで、このシステムによりインターネットを利用して無料で全国の農地の情報を閲覧することができるものでございます。このたびの基幹系システム改修は、全国農地ナビで住基、固定、突合が可能となったことから、全国農地ナビで照合可能なファイルを出力するための基幹系システムの改修となります。

ページ、おめくりいただき、18、19ページを御覧ください。

2項農地費、2目土地改良費では、225万円増額し、2,710万4,000円とするものでございます。多面的機能支払事業は、地域資源であります農地や水路、農道等の質的向上を図る共同活動を支援するもので、多面的機能支払事業交付金の交付額確定によ

り増額するものでございます。

以上です。

○建設課長（内山幸治君） 7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費におきましては、925万8,000円減額し、5,166万5,000円とするものでございます。歳入でも申しあげましたように、社会資本整備総合交付金の確定により、鍋田川線舗装修繕工事及び橋梁修繕工事をそれぞれ減額補正するものでございます。

2目道路新設改良費におきましては、750万円増額し、1億1,326万円とするものでございます。こちらも社会資本整備総合交付金の確定によるもので、町道西対海地・和泉線道路改良工事を新たに追加するものでございます。

以上です。

○危機管理課長（伊藤雅人君） 続いて、20ページ、21ページを御覧ください。

8款消防費、1項4目水防費では、70万1,000円を減額し、482万6,000円とするもので、本年5月24日に開催予定でありました令和2年度木曾三川連合総合水防演習が新型コロナウイルスの感染拡大防止により翌年度へ延期されたことに伴い、水防団への報酬など関係経費を減額するものでございます。

以上でございます。

○教育課長（黒田和弘君） 款、変わりました、9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費で、1,313万4,000円を追加し、2,041万8,000円とするものでございます。文部科学省のGIGAスクール構想の推進に伴います児童用タブレット197台と、既に整備済みの端末用のキーボード71台及びそれに伴います保守等の必要経費で、その内容は説明欄記載のとおりでございます。

項、変わりました、3項中学校費、2目教育振興費で、775万3,000円を追加し、1,317万2,000円とするものでございます。先ほど御説明いたしました小学校費同様、GIGAスクール関連経費で、生徒用タブレット端末108台と、整備済み端末用キーボード72台及びそれに伴います保守等の必要経費で、その内容は説明欄記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、22、23ページでございます。

項、変わりました、5項社会教育費、5目図書館費では、984万円を追加し、2,564万9,000円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により実施いたします図書館の蔵書整備計画の前倒しに伴います図書購入費でございます。

また、項、変わりました、6項保健体育費、3目学校給食費では、35万7,000円を減額し、5,814万4,000円とするものでございます。新型コロナウイルスの感染拡大防止における学校の臨時休業によります学校給食の中止に伴いまして、不用となりました米飯給食委託料及び各種材料費の減額をするもので、その詳細は説明欄記載のとおり

りでございます。

また、歳入でも御説明をさせていただきました牛乳、パンの加工賃の一部につきまして、事業者への補助をするもののうち、木曾岬町の負担分を20万3,000円計上させていただいております。

以上でございます。

○総務政策課長（小島裕紹君） ページ、おめくりいただきまして、11款予備費、1項予備費、1目予備費では、24万9,000円を減額いたしまして、261万1,000円とするものでございます。地方自治法の定める予備費で、この補正予算の歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で一般会計の補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○税務課長（藤井光利君） それでは、議案第32号を説明させていただきます。

木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についてということで、提案理由を申し上げます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、それから、それに係る政令、省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由であります。

それでは、詳細に説明をさせていただきますので、本日お手元に配付させていただきました本議案の説明資料と議案書のうちで新旧対照表を併せて御覧を頂きたいと思っております。

それでは、新旧対照表の1ページ、まず、第24条ですが、本規定は個人の町民税の非課税の範囲に関する規定で、今回の改正は、非課税措置について寡婦を対象から除き、ひとり親を対象に追加する改正であります。

続きまして、第34条の2ですが、本規定は所得控除に関する規定で、今回の改正は所得控除について、ひとり親控除を追加するなどの所要の措置を伴う改正であります。

続きまして、第36条の2ですが、本件規定は町条例の申告に関する規定で、今回の改正は、所得控除要件に係る法改正による規定のずれに伴う措置を行う改正であります。

続きまして、新旧対照表、3ページを御覧ください。

第94条ですが、本規定はたばこ税の課税標準に関する規定で、今回の改正は、たばこ税の課税標準に係る軽量な葉巻たばこの紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直す改正であります。

続きまして、附則第3条の2ですが、本件規定は延滞金の割合等の特例に関する規定で、附則第4条、新旧対照表、4ページでございます。これにつきましては、延滞金の延長に関わる延滞金の特例に関する規定です。この2条につきましては、改正の要因は共通しておりますので、一括で説明をさせていただきます。

今回の改正は、法人町民税の申告納付に係る延滞金の割合等の特例規定の法改正に伴う規定の整備を図る改正であります。

続きまして、新旧対照表、6ページです。

附則第17条ですが、本規定は長期譲渡所得に係る個人の町税の課税の特例に関する規定で、今回の改正は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う改正です。

続きまして、附則第17条の2ですが、本件規定は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定です。今回の改正は課税の特例期間の延長に伴う所要の措置を講じる改正であります。

新旧対照表、8ページを御覧ください。

次に、第2条の改正のうち第19条ですが、本件規定は、納期限後に納付し、または納入する税金または納入金に係る延滞金に関する規定で、今回の改正は法人町民税の申告納付に係る法改正による規定のずれに伴う措置を行う改正であります。

次に、新旧対照表、9ページです。

次に、20条ですが、本件規定は年当たりの割合の基礎となる日数に関する規定で、今回の改正は、法改正による法人町民税の納期限を延長した場合の延滞金に係る町条例の条項削除に伴う改正と字句の訂正であります。

続きまして、第23条です。

本件規定は町民税の納税義務者等に関する規定で、今回の改正は、法人に係る国税の連結納税制度の見直しによる条例第31条と第48条の改正に伴う本規定の改正であります。

続きまして、新旧対照表、10ページです。

第31条、均等割の税率、それから、新旧対照表、11ページ、第48条、法人の町民税の申告納付、それから、飛びまして、新旧対照表、18ページ、第50条、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續、それから、飛びまして、19ページ、第52条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金ですが、これらは改正の要因が共通しておりますので、一括で説明をさせていただきます。今回の改正は、法人に係る国税の連結納税制度の見直しによる所要の改正であります。

続きまして、新旧対照表、21ページ、第94条ですが、本件の規定はたばこ税の課税標準に関する規定で、今回の改正は軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直す改正であります。

次に、附則第3条の2ですが、本件規定は延滞金の割合等の特例に関する規定で、今回の改正は、本改正による法人町民税の納期限を延長した場合の延滞金に係る町条例の条項削除に伴う改正であります。

次に、改正本文に戻っていただきまして、6分の4ページを御覧ください。

4ページに附則として、本件改正条例の施行期日について、第1条で令和2年10月1日としておりますが、本条の各号の区分にて、第1号に係るものは令和3年1月1日、第2号に係るものは令和3年10月1日、第3号に係るものは令和4年4月1日としており

ます。

以上で議案第32号、木曾岬町税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

○副議長（服部英二夫君） 事務当局の説明が続いておりますが、ここで暫時休憩といたします。10時20分までの休憩といたします。

午前 9時58分休憩

午前10時20分再開

○副議長（服部英二夫君） それでは、休憩を解き、本会議に戻します。

引き続き説明をお願いします。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、議案第33号をお願いいたします。

議案第33号、木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法による住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この一部改正に伴い本条例を改正するものである。木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由であるというものでございます。

条例改正の概要について、簡単に説明させていただきます。

今回の条例改正につきましては、いわゆるデジタル手続法によるものとなり、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写し、これらの交付が制度化されたことにより手数料を定めるもの、また、通知カードが廃止されたことにより再交付に係る手数料を削るものとなります。

2枚おめくりをいただきまして、新旧対照表で説明をさせていただきます。左側が現行、右側が改正案となっております。

第2条では、手数料の種類及び金額を定めており、通知カードの廃止に伴いまして第28号を削除し、第21号から第28号まで1号ずつ繰り下げ、第21号に住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料1件につき300円、これを追加するものでございます。

条例本文にお戻りいただきまして、下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が木曾岬町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

す。よろしくお願いいたします。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 続いて、議案第34号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由でございますが、引用法令である行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化、効率化を図るため、本条例を改正するものである。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正することについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが議案を提出する理由でございます。

おめくりいただきまして、条例の本文でございます。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらを御覧ください。

第6条関係でございます。

第6条第2項にあります引用法令である行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が名称変更に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に、また、第3条第1項を第6条第1項にそれぞれ改めるものでございます。

お戻りいただきまして、附則として、この条例は公布の日から施行するものといたします。

続いて、議案第35号、木曾岬町土地開発公社定款の一部改正について御説明申し上げます。

木曾岬町土地開発公社定款の一部を改正する定款を別紙のとおり定めるものとする。

提案理由でございますが、土地開発公社定款の変更については、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決が必要となる。これが議案を提出する理由でございます。

おめくりいただきまして、条例本文でございます。

さらにおめくりいただきますと、新旧対照表を添付させていただいておりますので、こちらを御覧ください。

右側、改正案の第16条関係でございます。

ここでは、定款上、理事会での書面評決を可能とするため、新たに条文を設けようとするものでございます。

第1項、やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって評決し、または議決権を他の理事に委任することができる。この場合において、当該理事は出席したものとみなす。

第2項、理事長は、緊急を要する事項または軽易な事項について、書面により賛否を求めて理事会に代えることができる。第16条について、この2項を加えたものでござい

す。

また、17条以降については、新たに条例を設けたことによる条ずれの修正をするもの、その他、字句の訂正等を行おうとするものでございます。

お戻りいただきまして、附則として、この定款は三重県知事の認可があった日から施行するものといたします。

以上でございます。

○住民課長（伊藤正典君） それでは、日程9、議案第36号について説明をさせていただきます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限の特例に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、改正文でございます。

このたびの条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策による国の財政支援の対象となる減免に関して改正するものとなります。当該減免に係る10分の10が財政支援がされることになってございます。

保険料の減免に関しましては、本則の第28条で規定されておりますが、申請期限が納期限の7日前と規定されていることから、新型コロナウイルス感染症に関する減免の取扱いについて、申請期限を特例的に取り扱おうというものについて、このたび附則で規定するというものでございます。

改正文でございます。

附則に第9条として、新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例というのを加えます。当分の間、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、第28条第1項第1号に掲げる者であって、町長が必要と認める者が令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に係る納期限の減免を受けようとする場合の提出期限は、町長が指定する日とするものでございます。

最下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、次ページには、当該改正に係る新旧対照表をつけさせていただいております。

以上が木曾岬町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、日程第10、議案第37号、木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

下段、提案理由でございます。

三重県後期高齢者医療広域連合が行う傷病手当金の支給について申請書の受付業務を行うため、本条例を改正するものである。木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。

1枚めくっていただきまして、改正文で説明させていただきます。

このたびの条例改正につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合が新型コロナウイルス感染症の対策として傷病手当金の給付を行うこととされました。この給付に当たり、受付事務として特例により取り扱うということとして、この附則に規定するものでございます。

改正文でございますが、附則に第2条として、町において行う事務の特例を加えます。広域連合条例附則第7条第1項の規定による傷病手当金の支給が行われる間、町は第2条の規定により行う事務のほか、当該傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を行うものとするものでございます。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、次ページには新旧対照表をつけさせていただいております。

以上が木曾岬町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。よろしくお願いいたします。

○福祉健康課長（松本 大君） それでは、議案第38号、木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案理由でございますが、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、低所得者の保険料軽減を拡充することから、これに基づく木曾岬町介護保険条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要があると。これがこの議案を提出する理由でございます。

資料にはございませんが、今回の改正の概要でございますが、所得段階の第1段階から第3段階までの保険料基準額に対する割合の見直しに伴い、年額保険料を改正するものであり、第1段階においては割合0.375を0.3に、第2段階においては割合0.575を0.5に、第3段階においては割合0.725を0.7に見直したことにより、年額保険料を改正するものでございます。

それでは、2枚目のページの裏面に新旧対照表がありますので、そちらのほうで説明さ

せていただきます。

改正案にあります保険料率の第2条については、所得段階の第1段階から第3段階の対象者に係る年額保険料の改正であり、第1項では、元号改正に伴う令和2年度の字句の改正、第2項から第4項までは、令和2年度の第1段階から第3段階までの年額保険料に関して、それぞれ改めるものでございます。

1枚目の改正文に戻っていただきたいと思えます。

こちらは附則なんですけれども、施行期日ではありますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、経過措置であります。改正後の木曾岬町介護保険条例第2条第2項から第4項までの規定は令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものでございます。

簡単であります。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○建設課長（内山幸治君） それでは、引き続き、議案第39号、木曾岬町給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

木曾岬町給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものでございます。

最下段の提案理由でございます。

水道法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、指定給水装置工事事業者の更新手数料に関する規定を整備する必要があるため、当該条例の一部を改正するものでございます。条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得る必要があり、これがこの議案を提出する理由でございます。

今回提案する理由となりました水道法の改正事項の1つに、給水装置の工事を施工する者、いわゆる指定給水装置工事事業者の更新制、これは5年ごとでございますが、水道法第25条の3の2に新たに規定されました。

この背景といたしましては、事業者の休止、廃止に関する規定はあったものの、届出制となっていることから実態が反映されづらく、無届工事など、様々な問題が全国に発生している状況でした。これらを是正するために法改正が行われたものでございます。

この更新の手續につきましては、同法25条の2により、水道事業者である当町となっております。このため、新たに必要となった更新に係る経費、受付、審査、指定票の交付などございますが、それを手数料として新たに条例に規定するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

第34条、手数料でございます。

まず、第6号でございます。これは今回の水道法の改正とは関係ございませんが、内容を精査したところ、非常に分かりにくい表現であったのではないかとということで、字句を訂正するものでございます。

次に、現行の8号を9号に改め、8号に指定給水装置工事事業者指定の更新手数料5、

000円を追加するものでございます。

それでは、議案本文に戻っていただき、附則でございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（服部英二夫君） 事務当局の各議案の詳細説明が終わりました。

ただいま上程しましたそれぞれの議案の質疑は6月9日に行います。

日程第13 報告第1号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第14 報告第2号 令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第15 報告第3号 令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について

○副議長（服部英二夫君） 続きまして、日程第13、報告第1号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程第15、報告第3号、令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についての3議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を議会事務局長に朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○副議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程13、報告第1号から日程15、報告第3号までの報告事項3件につきまして、その提案理由を申し上げます。

日程13、報告第1号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和元年度町一般会計補正予算（第3号）および（第5号）で繰越明許費の承認を頂きました町制記念事業から木曾岬中学校校内通信ネットワーク整備事業までの6事業において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、日程14、報告第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、令和元年度町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）で繰越明許費の承認を頂きました東部地区クリーンセンター管理棟ほか耐震補強設計において、繰り越した業務の内容が確定いたしましたので、地方自治法施

行令第146条第2項の規定により、関係資料を添えて議会に報告するものでございます。

次に、日程15、報告第3号、令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございます。

本年3月26日に開催された木曾岬町土地開発公社の第102回理事会において、令和2年度の事業計画及び会計予算が可決されました。また、5月15日に開催された第103回理事会においては、令和元年度の事業報告と会計決算の承認がされております。

土地開発公社の事務は、公有地の拡大の推進に関する法律の規定により、毎事業年度の事業計画及び予算・資金計画を作成し、土地開発公社の設立団体長に決算に係る財務諸表の提出が定められております。これを受けて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告させていただくものであります。

以上、上程を賜りました報告事項3件の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長（小島裕紹君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 小島総務政策課長。

○総務政策課長（小島裕紹君） それでは、報告第1号をお願いいたします。

報告第1号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

地方自治法施行例第146条第2項の規定に基づき、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものとするというものでございます。

令和元年度予算を令和2年度に執行するために、令和元年度の町一般会計補正予算（第3号）及び（第5号）で御承認を頂きました繰越明許費の事業が確定したことから、御報告をさせていただきます。

おめくりいただきまして、次ページの繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

こちらの計算書では、2款総務費から9款教育費までの4つの款と付随する5つの項における事業名、事業に係る総額、令和2年度への繰越額とその財源内訳を記載しております。6つの事業に係る総額1億6,715万8,000円の事業費に対しまして、1億5,069万9,000円を繰越額とすることを示しているものとなります。

おめくりいただきますと、繰越計算書の明細書を提出しております。

前のページでお示いたしました繰越額の予算執行における明細を、歳入歳出それぞれに示しているものでございます。

こちらに記載されております内容につきましては、補正予算の説明時に事項別明細とし

て説明させていただいたものと同じものとなっておりますので、後刻、御確認をお願いいたします。

以上で報告第1号の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○建設課長（内山幸治君） それでは、報告第2号、令和元年度三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを御説明させていただきます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、令和元年度の三重県桑名郡木曾岬町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

これは、令和元年度予算を令和2年度に執行するために御承認を受けました繰越明許費の事業の内容が確定いたしましたので、御報告するものでございます。

次のページ、繰越計算書を御覧ください。

1款施設費、1項施設管理費、事業名は東部地区クリーンセンター管理棟ほか耐震設計業務でございます。国から2分の1の補助を受ける下水道関係の防災・安全・社会資本整備交付金を活用した事業で、翌年度の繰越額は780万円でございます。内容はさきの定例会で公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）として御審議していただき、繰越明許費の御承認を頂いたものでございます。

続いて、裏面からの繰越明細書、これは繰越予算における実行予算をお示したものでございます。

報告第2号の説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 次に、報告第3号でございます。

令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告についてでございます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度木曾岬町土地開発公社事業計画及び会計予算並びに令和元年度木曾岬町土地開発公社事業報告及び会計決算報告について、別紙のとおり報告いたします。

おめくりいただきまして、第102回木曾岬町土地開発公社理事会の資料を御覧ください。

本年3月26日に開催されたものでございます。

おめくりいただきまして、4ページを御覧ください。

令和2年度の事業計画でございますが、特段の事業計画はございません。

5ページは、令和2年度会計予算の上程議案でございます。

6ページ、第2条を御覧ください。

収入では、第2款事業外収益の1,000円、支出では、第2款の販売費及び一般管理費の34万1,000円を予定額と定めたものでございます。

7ページは、収益的収入及び支出の明細です。上段、収入には、事業外収益の預金の利息

を計上しております。下段の支出では、事業費用に開発公社の事務費といたしまして、委員報酬、消耗品、コピー代、郵送料、燃料費、事業委託料、法人税等、計34万1,000円を計上しております。

9ページを御覧ください。

令和2年度の資金計画でございます。

次の10ページはこの会計の予定損益計算書と、11ページには予定貸借対照表で、公社が保有する資産962万4,000円の構成を示しております。

12ページには、財務指標の1つであります会計期間内の資金の動きを示した予定キャッシュフロー計算書でございます。

13ページには、木曾岬町土地開発公社定款の一部を改正する定款について御審議を頂きました。

第102回理事会で審議されました令和2年度事業計画及び会計予算、資金計画については以上でございます。

次に、第103回木曾岬町土地開発公社理事会の資料を御覧ください。

この理事会では、令和元年度の決算がまとまりましたことから、令和元年度の事業報告、決算報告を行うとともに、会計で生じた未処分利益剰余金の処分案について御審議を頂きました。

4ページ、5ページをお願いします。

令和元年度の事業報告でございますが、第102回理事会でも申し上げましたとおり、特段の実施事業はなく、理事会議決事項の報告をさせていただきました。令和元年度の理事会で行われた議決事項は、6ページ記載のとおりでございます。

7ページには、理事及び監事の役員の異動に関する事項が記載されています。

10ページを御覧ください。

令和元年度の決算書でございます。

収益的収入及び支出の収入、2款の事業外収益で、預金利息の収入550円の決算となっております。

11ページの支出では、2款の販売及び一般管理費について、理事会の経費や書類の印刷代等の支出であり、その額は23万3,980円となっております。

12ページが土地開発公社の1年の資金運用表を示しております。

次に、13ページは、この決算の損益計算書でございます。

14ページには貸借対照表で、公社の資金と負債と資本のバランスを表した財務諸表となっております。

15ページは財産目録でございます。

16ページを御覧ください。

財務指標の1つであります令和元年度内の資金の動きを示したキャッシュフロー計算書

でございます。

18ページには、この会計決算に対する監事の監査意見を添付しております。

最後に、19ページ、20ページで、令和元年度の未処分利益剰余金の処分案でございます。当年度純損益23万3,430円を前年度剰余金残高519万7,334円で補填し、翌年度の繰越金を496万3,904円とする処分案に理事会において承認を頂いております。

報告第3号の説明につきましては以上でございます。

○副議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

各議案に関しての質疑は6月9日に行います。

日程第16 同意第2号 木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○副議長（服部英二夫君） 続きまして、日程第16、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを上程し、これを議題とします。

ここで、加藤町長に提案理由説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程16、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の服部満氏は令和2年6月23日をもって任期満了となりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。

委員としてのこれまでの実績から、納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として御活躍を頂けるものと思っておりますので、御同意いただきたくお願いを申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 中山総務政策課副参事。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

次の者を木曾岬町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所でございますが、三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中349番地の、氏名、服部満

氏でございます。生年月日は昭和40年9月30日生まれでございます。

提案理由でございますが、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員、服部満氏は令和2年6月23日付で任期満了につき、引き続き固定資産評価審査委員に選任しようとする。これがこの議案を提出する理由でございます。

木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の服部満氏でございますが、同氏は平成29年6月24日に就任いただき、このたび6月23日をもって任期満了になります。町長提案理由にもありましたとおり、委員としての実績から、納税者の代表として、公正、中立的な立場から評価の適正を図る同委員として御活躍を頂けるものと思っておりますので、引き続き委員に選任しようとするものでございます。御同意のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○副議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

同意第2号について、御質疑のあります方は御発言ください。

○8番（中川和子君） 議長、8番。

○副議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） 服部満氏ですが、町内で御商売をやっている方よろしいですかね。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 中山総務政策課副参事。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 服部満氏は、町内で商店を営まれている方でございます。

○8番（中川和子君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 8番議席、中川君。

○8番（中川和子君） それで、商売をやっているということで、町とも関わりがあると言えるわけですよ。地方税法の第420条第2項は兼業の禁止をうたっているわけですが、今回、この方の場合には兼業の禁止には当たらないという認識でよろしいですか。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 中山総務政策副参事。

○総務政策課長副参事（中山重徳君） その認識でございます。

○副議長（服部英二夫君） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することですのでございます。よって、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第16、同意第2号、木曾岬町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） 起立全員です。したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17 同意第3号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 同意第4号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19 同意第5号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 同意第6号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第7号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 同意第8号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 同意第9号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第24 同意第10号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第25 同意第11号 木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○副議長（服部英二夫君） 続きまして、日程第17、同意第3号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから日程第25、同意第11号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの9議案を一括上程し、議題といたします。

事務局に議案内容を朗読いたさせます。

〔職員朗読〕

○副議長（服部英二夫君） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、加藤町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（加藤 隆君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長。

○町長（加藤 隆君） それでは、ただいま上程を賜りました日程17、同意第3号から日程25、同意第11号の木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本件は、本年7月19日をもって任意満了となる農業委員会委員について、農業委員会等に関する法律により町長が議会の同意を得て農業委員会委員を任命することになっていることから、新たな委員の任命について、個別に同意をお願いするものでございます。

新たに任命しようとする農業委員の方々は、木曾岬町農業委員会委員選考委員会において委員としての要件など厳正に審査された方々であり、同委員として御活躍いただけるものと考えております。どうかよろしく御審議を頂き、御同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○副議長（服部英二夫君） 加藤町長の提案理由の説明が終わりました。

続いて、事務当局に詳細説明を求めます。

○産業課長（多賀達人君） 議長。

○副議長（服部英二夫君） 多賀産業課長。

○産業課長（多賀達人君） それでは、同意第3号から同意11号までの9件の木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、下記の者を木曾岬町農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由をお願いいたします。

農業委員会の現委員の任期が令和2年7月19日をもって満了するため、新たな委員の任命について同意を求めるものでございます。

農業委員会委員につきましては、平成28年4月1日の農業委員会等に関する法律の改正施行により選挙制度が廃止され、農業委員会委員になろうとする者の募集を行うとともに、農業者、農業者が組織する団体、その他の関係者に対して積極的に働きかけることとされたことから、昨年9月には土地改良区の総代や農家組合長などに対し説明会を行うとともに、町広報紙3月号への掲載や町ホームページなどを活用して広く推薦、応募を行いました。推薦、応募がありました候補者を木曾岬町農業委員会委員候補者等選考委員会におきま

して資格要件等について審査して、選考された候補者9名でございます。

それでは、個別に候補者の方々の資格要件等について御説明させていただきます。

まず、同意第3号でございますが、住所は木曾岬町大字外平喜130番地、氏名が白木斉氏、生年月日が昭和28年1月26日生まれの方でございます。

同氏はトマト栽培を中心に長年農業に従事されておりました、認定農業者としても認定されており、耕作面積は130アールで、現在の農地利用最適化推進委員でございます。資格要件に加え、これら公職の経歴や農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第4号でございますが、住所は木曾岬町大字見入133番地、氏名が加藤光雄氏、生年月日が昭和34年5月4日生まれの方でございます。

同氏は、観葉植物栽培を中心に長年農業に従事されておりました、認定農業者としても認定されており、耕作面積は168アールで、過去には土地改良区の総代を歴任され、現在は土地改良区の理事をされております。資格要件に加え、これら公職の経歴や農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第5号でございますが、住所は木曾岬町大字西対海地15番地、氏名が浅井弘幸氏、生年月日が昭和37年1月26日生まれの方でございます。

同氏は兼業農家の方でございますが、過去には農業委員会委員を歴任されており、耕作面積も76アールで、水稻以外に野菜なども栽培されております。資格要件に加え、これら公職の経歴や農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第6号でございます。

住所は木曾岬町大字小泉1番地、氏名が黒宮敏明氏、生年月日が昭和28年10月18日生まれの方でございます。

同氏はトマト栽培を中心に長年農業に従事されておりました、認定農業者としても認定されており、耕作面積は150アールでございます。資格要件に加え、これら農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第7号でございます。

住所は木曾岬町大字和泉41番地、氏名が榎田法行氏、生年月日が昭和33年8月8日生まれの方でございます。

同氏はナス栽培を中心にメロンやキュウリ栽培など、長年農業に従事されておりました、認定農業者に準ずる者であり、耕作面積は135アールでございます。資格要件に加え、これら農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第8号でございます。

住所は木曾岬町大字源緑輪中337番地、氏名が平野洋二氏、生年月日が昭和30年3月

15日生まれの方でございます。

同氏は兼業農家の方であります。耕作面積が124アールあり、水稲以外に野菜なども栽培されております。資格要件に加え、これら農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第9号でございます。

住所は木曾岬町大字雁ヶ地662番地、氏名が黒宮喜代子氏、生年月日が昭和38年9月12日生まれの方でございます。

同氏はトマト栽培を中心に長年農業に従事されておりました。認定農業者が行う耕作に従事し、その経営に参画する親族で認定農業者に準ずる者であり、過去には農業委員会委員も歴任されており、耕作面積は130アールでございます。農業委員会等に関する法律第8条第7項では、性別に著しい隔たりが生じない旨の配慮をすることが規定されており、この要件を満たす方となります。資格要件に加え、これら公職の経歴や農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

続きまして、同意第10号でございます。

住所は木曾岬町大字三崎608番地、氏名が丹村巧氏、生年月日が昭和27年1月2日生まれの方でございます。

同氏は農業委員会等に関する法律第9条第1項に定める農業者が組織する団体である土地改良区から推薦された方で、メロン栽培を中心に長年農業に従事されておりました。認定農業者としても認定されており、耕作面積は295アールで、現在も農業委員会委員として活躍され、土地改良区の理事もされております。資格要件に加え、これら公職の経歴や農業経営の状況などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

最後に、同意第11号でございます。

住所は木曾岬町大字西対海地314番地、氏名が岡村なつ枝氏、生年月日が昭和28年7月2日生まれの方でございます。

同氏は非農家で耕作する農地もございませんが、農業委員会等に関する法律第8条第6項で、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定されていることと、同条第7項では、性別に著しい隔たりが生じない旨の配慮をすることなどが規定されており、この2つの要件を満たす方となります。また、現在、農業委員会委員として活躍されている方であり、資格要件に加え、これら公職の経歴などからも農業委員会委員として適任であるとして、選考されたものでございます。

以上が選考委員会で選考されました候補者9名でございます。

なお、今回の任命による各位の任期は令和5年7月19日までの3年間となります。どうかよろしく御審議いただき、御同意賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○副議長（服部英二夫君） 事務当局の詳細説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は一括質疑としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑は一括質疑といたします。

それでは、同意第3号から同意第11号までについて、御質疑のあります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 御質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

これより討論に入るわけですが、ここでお諮りいたします。

上程しております議案は人事に関することとございます。よって、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第17、同意第3号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第18、同意第4号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、同意第5号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第20、同意第6号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第21、同意第7号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、同意第8号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第23、同意第9号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第24、同意第10号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。よって、同意第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第25、同意第11号、木曾岬町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、同意第1

1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

**日程第26 発議第1号 木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○副議長（服部英二夫君） 次に、日程第26、発議第1号、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、これを議題とします。

ここで、提出議員より趣旨説明を求めます。

登壇の上、お願いします。

○6番（三輪一雅君） 議長、6番。

○副議長（服部英二夫君） 6番議席、三輪一雅君。

○6番（三輪一雅君） 発議第1号、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民の暮らしや経済が悪化していることを考慮しまして、令和2年4月1日に在職する議員の職にある者に対して交付する政務活動費に対しては適用しないこととしたため、本条例を改正するものがあります。

木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが提案する理由でございます。

条例の内容に関してでございます。

木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を次のように改正いたします。

附則に、次の1項を加えます。

附則の2としまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民の暮らしや経済が悪化していることを考慮し、この条例は令和2年4月1日に在職する議員の職にある者に対して交付する政務活動費については適用しないというものでございます。

この条例は公布の日から施行をいたします。

この条例に関しましては、議会運営委員会の発議案として取りまとめさせていただきましたので、委員長の私が提出させていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いたします。

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

発議第1号に御質疑があります方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。
討論に入ります。
討論のある方は御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 特に討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終結したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部英二夫君） 異議なしと認めます。よって、討論を終わります。
これより上程されております議案の採決に入ります。

それでは、日程 26、発議第 1 号、木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（服部英二夫君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、日程第 26、発議第 1 号の木曾岬町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

午前 11 時 17 分散会

○副議長（服部英二夫君） 議員の皆様方には慎重な審議ありがとうございました。また、加藤町長をはじめ執行部の方々にも詳細な説明を頂きありがとうございました。

なお、議案質疑日は 6 月 9 日午前 9 時から再開されますので、御出席を賜りますようお願い申し上げます。皆様、大変御苦勞さまでした。